

重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和3年9月21日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ & A」（令和4年3月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）のうち、収益認識に係る改訂内容を適用して、財務諸表等を作成しております。

1 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

（2）退職給付引当金

退職一時金については、役職員の期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による低価法によっております。

3 収益及び費用の計上基準

輸入乳製品売渡収入は、主に国際約束数量（カレントアクセス）に基づく指定乳製品等の売渡に係る収益であり、顧客との販売契約に基づいて指定乳製品等を売り渡す履行義務を負っております。当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し

指定乳製品等の輸入許可等がされることが確実と見込まれる時点において、顧客が当該製品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、指定乳製品等の輸入許可等がされることが確実と見込まれる時点において収益を認識しております。

② 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号、以下省略。）

第二十三条に基づく指定乳製品等の売渡し

指定乳製品等を引き渡す一時点において、顧客が当該製品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

5 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

注記事項

1 収益認識

当勘定は、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1) 収益の分解情報

当勘定の一定の事業等のまとまりごとの区分は、加工原料乳補給金等事業、輸入乳製品売買事業であり、このうち独立行政法人会計基準第86における「顧客との契約」から生じる取引は、輸入乳製品売買事業における、輸入乳製品売渡収入 18,999,144,929 円であります。輸入乳製品売渡収入 18,999,144,929 円のうち輸入に係る指定乳製品等の売戻しに係る輸入乳製品売渡収入は 239,613,255 円、畜産経営の安定に関する法律 第二十三条に基づく指定乳製品等の売渡しに係る輸入乳製品売渡収入は 18,759,531,674 円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当勘定の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 輸入に係る指定乳製品等の売戻し

主な履行義務は、畜産経営の安定に関する法律第十八条～第二十二条に基づき、輸入される指定乳製品等を輸入申告者等から買い入れ、売り戻すこととなります。履行義務の充足時点については、指定乳製品等の輸入許可等がされることが確実と見込まれる時点としております。当該時点は買入・売戻承諾書を輸入申告者等に交付して、所有権が移転した時点であります。取引価格は、農林水産省令で定める価額に基づいております。

② 畜産経営の安定に関する法律 第二十三条に基づく指定乳製品等の売渡し

主な履行義務は、畜産経営の安定に関する法律 第二十三条に基づき次に掲げる場合に、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売り渡すこととなります。ただし、その方法によることが著しく不適當であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、随意契約その他の方法で売り渡すことができます。

一 指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められるとき。

二 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として農林水産大臣が指示する方針によるとき。

履行義務の充足時点については、指定乳製品等を引き渡す時点としております。取引価格は、入札または随意契約に定める対価の額に基づいております。

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

2 行政コスト計算書

(1) 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	52,918,929,002 円
自己収入等	△ 19,001,218,499 円
機会費用	1,494,985 円
<hr/>	
独立行政法人の業務運営に関して 国民の負担に帰せられるコスト	33,919,205,488 円

(2) 機会費用の計上方法

国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

3 キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金	8,826,627,236 円
うち定期預金	900,000,000 円
<hr/>	
(差引) 資金残高	7,926,627,236 円

4 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

役員については役員退職手当支給規程、職員については職員退職手当支給規程による退職一時金制度及び確定拠出制度を設けております。

(2) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	191,848,647 円
退職給付費用	14,664,700 円
退職給付への支払額	△ 16,288,748 円
<hr/>	
期末における退職給付引当金	190,224,599 円

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	14,664,700 円
----------------	--------------

(4) 確定拠出制度

拠出額

3,380,714 円

5 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当勘定は、短期的な資金運用については独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、金融機関への定期預金で行っており、有価証券及び投資有価証券は保有しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

現金は注記を省略しており、預金、未収金、未払金及び受入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

6 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

7 重要な後発事象

該当事項はありません。